

## 共済金をお支払いしない場合について

### 1. 共済金をお支払いしない場合(免責事由)

下記の共済事由について、下表各欄に×印がある場合、共済金をお支払いしません(免責事由)。

共済事由		病	病	事	事	事	病	女	先
		気	気	故	事故	事故	気	性	進
共済金をお支払いしない場合		死	重	後	死	通	事	特	医
		亡	度	遺	亡	院	故	定	療
1. 右記共済関係者の故意によるとき			障	障	が	、	病		
			がい	がい	い	手	気		
契約者		×							
被共済者(自殺行為含む)		(*1)	×	×	×	×	×	×	×
受取人			×	×	×	×	×	×	×
			(*2)	(*3)					
		×		×					
		(*4)		(*4)					
2. 契約者または被共済者の重大な過失、または重大な過失により生じた傷害によるとき				×	×	×	×	×	×
3. 被共済者による犯罪行為、または犯罪行為により生じた病気・傷害によるとき		×	×	×	×	×	×	×	×
4. 被共済者の法令に定める運転資格を持たない運転中、または酒気帯び運転中に生じた事故によるとき				×	×	×	×	×	×
5. 被共済者の精神障がいまたは泥酔によるとき				×		(*5)		(*6)	
6. 被共済者の薬物依存、または薬物依存により生じた病気・傷害によるとき						×		(*7)	(*7)
7. 頸部症候群(むちうち症)または腰・背痛で他覚症状(*8)のないものによるとき				×		×		×	×
8. 指定職業(*10)の就業にともなう原因によるとき				×		×		×	×
9. 被共済者の病気に起因して生じた事故によるとき				×		×		×	×

共済事由		家族死亡、 家族重度障がい	親死亡、 親重度障がい	扶養者事故 重度障がい	扶養者事故 死亡	住 宅 災 害
1. 右記共済 関係者の 故意によ るとき	契約者	×	×	×	×	×
	被共済者	×	×	×	×	×
	受取人	×	×	×	×	
	被共済者の扶養者			×	×	
	契約者と同一世帯に属する者 (* 12)					×
2. 右記共済 関係者の 重大な過 失による とき	契約者	×	×	×	×	×
	被共済者	×	×	×	×	×
	受取人	×	×	×	×	
	被共済者の扶養者			×	×	
3. 契約者、被共済者、受取人または被共済者の扶養者の犯罪行為によるとき				×		
4. 被共済者の扶養者の法令に定める運転資格を持たない運転中、または酒気帯び運転中に生じた事故によるとき				×		
5. 被共済者の扶養者の精神障がいまたは泥酔によるとき				×		
8. 指定職業 (* 10) の就業にともなう原因により発生したとき				×		
9. 被共済者の扶養者の病気に起因して生じた事故によるとき				×		
10. 新規契約 (* 13) の申込日以前にすでに発生していた傷病を直接または間接の原因として新規契約の申込日から 180 日以内に発生したとき		×				
11. 新規契約 (* 13) の申込日以前にすでに発生していた傷病を直接または間接の原因として新規契約の申込日から 1 年以内に発生したとき			×			
12. 火災等または風水害等の際の紛失、盗難によるとき						×
13. 直接・間接を問わず地震・津波・噴火によるとき、または戦争その他の変乱によるとき (* 14)						×

- \* 1 契約者が被共済者と同一人である場合を除きます。
- \* 2 被共済者の自殺行為による重度障がいの場合を除きます。
- \* 3 免責事項ではありませんが、「不慮の事故」に該当しないため、共済金の支払いはありません。
- \* 4 受取人が複数の場合は、その残額を他の故意に該当しない受取人にお支払いします。
- \* 5 免責事項ではありませんが、同表 2. または 9. に該当する場合は共済金のお支払いはありません。
- \* 6 先進医療特約を付帯している共済期間中に、精神障がいを直接の原因として先進医療による療養を受けた場合を除きます。
- \* 7 医療行為によって薬物依存になった場合や、薬物依存の原因について、契約者、受取人または被共済者のいずれにも責任がない場合を除きます。
- \* 8 他覚症状とは、患者自身の自覚（疼痛等）に関わらず、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ医学的に証明できる所見がある状態で、契約引受団体が認めたものとします。
- \* 9 事故重度障がいの場合を除きます。
- \* 10 指定職業とは次の職業のことをいいます。  
 ア. 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師（かるわざし）等  
 イ. テストパイロット、テストドライバー等  
 ウ. 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者  
 エ. 国際平和協力隊員等（海外派遣中の全期間を従事中とみなします。）  
 ※指定職業に従事しているアルバイトも含みます。
- \* 11 当該親または扶養者と同一の方である場合を除きます。
- \* 12 その方が契約者に共済金を取得させる意思がなかったことを、契約者が証明した場合を除きます。
- \* 13 保障額を増額する更改契約の場合、増額部分が新規契約と同様の扱いとなります。
- \* 14 地震・津波・噴火・戦争の原因により生じた火災等が延焼もしくは拡大したことにより生じた損害、または発生原因のいかんを問わず、火災等が地震・津波・噴火・戦争の原因により延焼もしくは拡大したことにより生じた損害を含みます。

## 2. 免責事由以外で共済金をお支払いしない主な事例

「1. 共済金をお支払いしない場合（免責事由）」以外に次のような場合は、共済金をお支払いしません。

### ①各共済金の「お支払いする場合」に該当しない場合

- ア. 申込日以前（申込日当日を含みます。）に発生した不慮の事故によるケガの治療のための入院・通院・手術・先進医療による療養の場合（申込日から2年を超えて開始した入院、実施した手術・先進医療による療養を除きます。）
- イ. 不慮の事故を直接の原因としないケガの治療や、病気の治療のための通院の場合